

開催日時	2026年8月22日(土) 10:00～12:30
科目名	個別の知的財産法による規律が欠缺している場合の一般不法行為の可能性
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授、北海道大学名誉教授)
内容	個別の知的財産法で違法とされない行為が、民法709条の一般不法行為に該当することがあるのかという論点に関しては、北朝鮮著作物最高裁判決が、「著作権法が規律する異なる法的に保護された利益が侵害されているなどの特段の事情がない限り」、不法行為を構成しないと判示して以来、下級審で違法性を肯定する裁判例が長らく途絶えていたという状況にあった。それが、近時、バンドスコアの模倣事件に関する東京高裁判決を皮切りに、棋譜のリアルタイムのネット配信について抽象論として不法行為該当性を肯定する大阪高裁判決、そして、棋譜の当日のネット配信について不法行為該当性を肯定し、具体的にも損害賠償請求を認容した東京地裁判決・東京高裁判決が相次いで現れ、論議を呼んでいる。本講演は、こうした裁判例の動向を紹介するとともに、ありうべき要件論を検討したい。

開催日時	2026年8月22日(土) 14:00～16:30
科目名	AI時代における声の利用と知的財産法
講師	安藤和宏(東洋大学法学部教授)・今村哲也(明治大学情報コミュニケーション学部教授)
内容	本講義では、生成AI技術の発展により急速に広がる「声」の複製・生成・利用をめぐる法的課題について検討する。俳優、歌手、声優、ナレーター等の声がAIによって再現・加工・商業利用される場面を素材に、著作権法上の著作隣接権、実演家の権利、人格的利益、パブリシティ権、不正競争防止法、契約による保護の可能性を整理する。2名の研究者が、それぞれの専門的観点から、AI時代における声の利用と知的財産法の現状および今後の課題を解説する。

開催日時	2026年8月23日(日) 10:00～12:30
科目名	音楽著作権の法的課題
講師	安藤 和宏(東洋大学法学部教授)
内容	本講義では、サブスク配信に係る印税のレコード会社とアーティスト間の不公平な配分(Value Gap問題)、レコード演奏・伝達権の導入に際して解決すべき課題、インターネット・ラジオの普及に立ちだかる問題等、音楽著作権に関わる法的課題について、実務的観点から解説するとともに、具体的な解決策を検討する。

開催日時	2026年8月23日(日) 14:00～16:30
科目名	著作隣接権に関する諸問題
講師	今村 哲也(明治大学情報コミュニケーション学部教授)
内容	著作隣接権は、著作物そのものの創作ではなく、実演、レコード製作、放送・有線放送など、著作物を社会に伝達する活動を保護する制度である。この講義では、実演家、レコード製作者、放送事業者等に認められる権利の内容とその根拠を確認し、著作権との違いを整理する。さらに、デジタル技術の発展により生じた送信可能化、二次利用、IPマルチキャスト放送等の問題を取り上げ、著作隣接権の現代的意義と今後の課題を検討する。

開催日時	2026年8月23日(日) 16:45～17:30
科目名	不正競争防止法の一般条項に基づく主要判決と実務の紹介、そして今後のAI紛争を含む知的財産紛争における役割
講師	韓 相郁(韓国 金・張法律事務所弁護士)
内 容	<p>2010年、韓国大法院は「ネイバー事件」(一般不法行為事件)において、一定の要件を満たせば不法行為に対しても禁止請求権が適用され得るという画期的な判決を下した。</p> <p>「ネイバー事件」における大法院の判示内容をほぼそのまま再現し、2014年に韓国の不正競争防止法の一般条項が導入・施行された。2014年の施行以降、現在までに不正競争防止法の一般条項が主張された件数は約1,000件に達している。不正競争防止法違反事件となったため、知財専担部で審理が行われ、不正競争防止法の特則(損害賠償算定特則、増額賠償制度、資料提出命令制度など)が適用されたことによる結果と思われる。</p> <p>日本も不正競争防止法の一般条項導入についての議論が活発に行われているようだが、韓国の実務と主要判決を紹介しつつ、特にAI関連の紛争における役割について考察する。</p>

開催日時	2026年8月24日(月) 10:00～12:30
科目名	著作権法上の引用に関する裁判例の動向
講師	平澤 卓人(福岡大学法学部准教授)
内 容	<p>これまで、著作権法32条1項の適法な引用を認める裁判例の数は多くはなかった。これに対し、2022年(令和4年)1月以降、適法引用を認める判決・決定が少なくとも23件登場している。その中には、引用する側の文章が極めて短い事案、引用される著作物の取引単位の全体(写真や動画全体など)を利用しているとみられる事案、引用される著作物それ自体を批判の対象としていない事案など、従来の裁判例では適法な引用を認めていなかった事案も含まれている。また、その判断の枠組みについても、諸要素の総合考慮を行うものがある一方、いわゆる新2要件説など新たな枠組みを示すものもあり、明確に固まっているとは言い難い状況にある。そこで、本講演では、従来の議論を踏まえつつ、主に2022年以降における裁判例の傾向を分析し、表現の自由と著作権者の利益を適切に調整するための判断方法を検討していきたいと考えている。</p>

開催日時	2026年8月24日(月) 14:00～16:30
科目名	商標権の制限
講師	宮脇 正晴(立命館大学法学部教授)
内 容	<p>商標権の効力制限として、明文の規定によらないものも含め、様々な規定や法理が存在するが、これらの運用に当たっては、商標法の全体的な構造を踏まえて、これら各規定・法理の趣旨を理解することが重要である。本講演では、商標権の効力とその制限についての全体像を示した後に、商標法26条や先使用权といった商標法に明文の規定がある権利制限に加え、商標機能論や権利濫用論について具体的に検討を行う。</p>

開催日時	2026年8月25日(火) 10:00～12:30
科目名	営業秘密の保護をめぐる近時の動向
講師	黒川 直毅(三村小松法律事務所弁護士・弁理士)
内容	<p>営業秘密をめぐる訴訟においてしばしば中心的な争点となるのは、秘密管理性要件の充足の有無である。</p> <p>田村善之教授は、秘密管理性要件をめぐる裁判例の変遷として、緩和期(草創期～2000年代当初)、厳格期(2000年代当初～2000年代中盤)、揺り戻し期(2000年代終盤～2014年)という時期区分を示している。</p> <p>では、それ以降の裁判例はどのような傾向にあるのか。</p> <p>本講義では、特に令和以降の裁判例を概観しながら、その判断のあり方について検討を行う。</p>

開催日時	2026年8月25日(火) 14:00～16:30
科目名	ファッションIPローの可能性
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授、北海道大学名誉教授)
内容	<p>デザインにより需要者を惹き付ける商品のデザインに関する知的財産という観点からファッションIP(=Intellectual Property)ローの分野では、多品目性、多様性、可変性という業界特有のプロダクトの性質に応じて、著作権、意匠登録、デッド・コピー規制、周知・著名表示の保護、商標登録を商品毎、時期毎に使い分けていくビジネス戦略が必要となる。本講演では、そうしたファッション業界特有の戦略を適切に保護するという観点から、著作権法を始めとする個別の知的財産法制度の切換えを実現するIP Channeling政策という構想の下、近時、問題となっている各種論点について具体的な解釈論を展開したい。</p>